

○2023年7月～9月 説明を要する議案（重要な議案）についての賛否判断

1. 利益相反のおそれがある銘柄の議案

利益相反のおそれがある銘柄の議案については、原則議決権行使の基本方針に基づいて議決権行使を判断しておりますが、当基本方針にて判断することが困難である議案については、議決権行使助言会社からの当社の議決権行使の基本方針に基づく助言に従い行使することで、判断を歪めることなく一貫した対応を行っております。

2. その他の銘柄の議案

①3391：ツルハホールディングス（株主総会開催日：2023年8月10日）

株主提案者は、取締役会に対する創業家の影響が強いことに加え、社外取締役についても独立性に疑義があるため、社外取締役の刷新が必要であると指摘しました。

NZAMでは、業績の極端な悪化がみられないうえ、取締役会の構成や社外取締役の独立性要件を踏まえた上で取締役会の早急な刷新の必要性が認められないと判断し、株主提案に反対としました。

②3549：クスリのアオキホールディングス（株主総会開催日：2023年8月18日）

株主提案者は、取締役会のガバナンス強化が必要と指摘しており、指名報酬委員会の設置に係る議案が提案されました。

NZAMでは、委員会構成員から創業家を排除する点は制約となりうるものの、指名報酬委員会の設置は取締役会への監督・牽制機能の実効性向上に資するものであると判断し、株主提案に賛成としました。

以上